

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 25号

発行：2011年7月26日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-onnm/>

私たちの思い 被災地に 「東日本大震災・復興支援カンパ金」を寄託しました 616万9020円を、7月8日（金）神奈川新聞県央総局を通じて



ありがとうございます
ございました

原告の皆さんにご協力いただき、3月中旬から厚木爆音同、厚木基地平和利用研究会(厚研)および第四次訴訟弁護団と共同で取り組んで来ました「東日本大震災復興支援カンパ金」は総額616万9020円(振込手数料を除く)となり、7月8日(金)午後3時から事務所において、藤田栄治第四次訴訟弁護団長(兼同委員長)、中野新訴訟弁護団長、飯森昭男厚研事務局長や爆音役員が出席して、神奈川新聞県央総局・春名義弘局長に寄託されました。

お礼

原告団長 藤田 栄治

第四次訴訟原告団の皆さん、毎日暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。熱中症で倒れる人も数多くあるようです。お互いに体をいたわり、この夏を元気に乗り切りましょう。

さて、厚木爆音の仲間と一緒に取り組んだ東日本大震災に対する復興支援金カンパ金、皆さんの協力で「216万9020円」を集めることができました。この額に第四次訴訟弁護団と厚木基地平和利用研究会の団体カンパを加え、総額「616万9020円」を、神奈川新聞文化事業団を通じて、被災地にお送りしました。

原発事故は放射性物質の拡散・流出で、その被害は私たちの生活にまでひびがってきており、いつ収まるのか全く見通しのつかない深刻な状況になっています。

それだけに地震、津波、原発事故の三重の被害を受けた被災地の皆さんのご苦勞を思うと心が痛みます。

私たちのカンパに寄せた思いが、被災された皆さんを元気づけ、少しでも役立てばと念じます。ご協力を頂いた原告の皆さん、爆音の皆さんに心よりお礼を申し上げます。



7月8日カンパ贈呈式

7月4日第17回口頭弁論が開かれました

原告本人尋問で、遠藤吉伸さん、浅井紀子さんが証言
お二人が的確な証言で、国側代理人の反対尋問をピシヤリ!!

第17回口頭弁論が7月4日(月)、13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回の口頭弁論は、当初3月14日(月)に開かれる予定でしたが「東日本大震災」の影響で延期されていたものです。今回の口頭弁論では、「原告本人尋問」に

★遠藤 吉伸さん 大和市中央4丁目在住 85W地域 「大和育ち 3世代家族 勤務地:大和市上草柳6丁目 90W地域」

★浅井 紀子さん 藤沢市下土棚在住 (滑走路南端3Km)85W地域 県立高校教師のご主人、大学生、高校生の4人家族

お二人が法廷に立ち、それぞれの「被害状況」を証言されました。

今回のお二人で、予定されていた10人の方々による「原告本人尋問」はすべて終わりました。緊張の中で法廷に立ち、大きなプレッシャーを背負って、国側代理人による「反対尋問」に毅然とした態度で証言を行って頂きました方々に心からお礼申し上げます。

以下、遠藤さんと浅井さんの陳述要旨をご紹介します。

家庭では、「睡眠妨害」で「睡眠薬」を服用
職場では、「繊細な組み立て加工を妨害」される



遠藤 吉伸さん

大和市中央4丁目在住：85W地域

1. 飛行機の飛行状況について

- (1) 私の自宅は、厚木基地滑走路の北端の北東約800mの地点にあります。飛行機は自宅のベランダから飛んでいるのが見えます。基地の滑走路北端から離陸した飛行機が見えたり、滑走路の北端に向かって着陸しようとして低空で飛んでいる飛行機が見えたりします。
- (2) 私の職場は、厚木基地の滑走路北端の北方約1.7km地点、滑走路の延長線上にあります。従って、基地を離陸した飛行機は南から、着陸する飛行機は北から、いずれもサッカーボールを蹴ったら届くのではないと思うほどの低空で、職場に向かって飛んできます。

2. 爆音の酷さについて

- (1) ジェット機が飛び始めると、数分間隔で地面が揺れるほどのもの凄い轟音があります。日常生活ではほかに体験することのないような轟音なので、本当に例えようのない音です。

ジェット機は、午後9時や10時、ひどいときには午後11時以降に飛ぶこともあります。飛行機が飛ぶと、うるさくてイライラするばかりでなく、特にジェット機は音量が大きい上に金属音のような不愉快な音がするので、耐えられなくなって毎回耳を塞ぎます。子どもたちも耳を塞いで、爆音に負けにくいくらいの気持ちで腹の底から大声を出して「うるさいっ!!」と叫んだりしています。

3. 職場での爆音被害について

- (1) 私の勤務先は、ビールサーバーやソーダミルなど、業務用の飲料水冷却機を組み立てる工場です。工場は3階建てで、組み立て、溶接、断熱材加工などの様々な作業を行っています。
- (2) 私は、水チャッキなどの部品組立てを行いそれらを使って、ソーダミルを組み立てるという手先を使った細かい作業をしています。配線のハンダ付け、製品のモーターとギアの噛み合いチェック、ソーダミルのテストの炭酸ガス抜き等々、指先、目、耳などの五感に頼る繊細な作業が突然の爆音のために、すべて台無しになり会社に大きな損害を与えてしまうこともあります。

4. 「睡眠妨害」と「睡眠薬服用」について

- (1) 睡眠妨害と仮眠妨害
私は、日頃から細かい作業をしているので、職場では昼休み

30分ないし40分間ほど仮眠を取っています。ところが、爆音で仮眠も取れず午後の作業に入ることがあり、疲れがどんどん溜まってしまいます。

さらに家庭では、夜もうるさい爆音やエンジンテストの音が続き、夜眠れなくなり疲労も溜まり、翌日の仕事で集中力を欠いてミスをしてしまったり、体調が悪くなったりします。

(2) 睡眠薬の服用

睡眠不足と疲労の蓄積を解消するため、2年前から睡眠薬を飲むようになりました。1年前からは、市販の睡眠薬は高価でもあり、やはり医師に相談して自分に合った薬を飲んだ方が良いと思い、医師から睡眠薬を貰って飲んでいました。昨年は週に1回程度飲んでいましたが、今年は爆音がとてもうるさくなっているので、週に2回から3回程度に増えてしまっています。

5. その他の爆音による被害

(1) エンジンテストについて (テスト時間と音)

(2) テレビの視聴、電話の通話、日常会話の妨害

(3) 子ども達の成長や学習についての不安

(4) 墜落等の恐怖

(5) 通勤途中における交通事故の危険

(6) 防衛施設庁への苦情と対応について

(7) 防音工事について などについて証言されました

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「墜落と部品落下の恐怖・不安感」 「危険な場所、不快な環境を選ぶ人はいない」



浅井 紀子さん
綾瀬市下土棚在住：85W地域

1. はじめに

私は、現在県立高校教師をしています。家族は夫(高校教師)、長男(大学生)、長女(高校生)の4人家族です。私の家は、厚木基地滑走路の南側から大凡3kmくらい、飛行ルートの少し東側に位置すると思います。

2. 航空機の騒音について

自宅にいるときは予告もなく飛行機の騒音を浴びてしまいます。特にジェット機のキーン！という金属音が響くときは神経に障ります。ジェット機の場合は1機でおわるのではなく、連続で2機目や3機目が近づいて来ること多いです。

3. 墜落と落下の恐怖

私は、ジェット機が飛ぶときは、昭和52年の横浜市緑区のとて痛ましい事故の記憶がよぎり、「落ちるのでは？」という恐怖感をいつも感じます。

そういう記憶がベースにあるので、キーンという金属音がすると、落ちるのではないだろうか、という恐怖心と不安感を感じ、とても負担感があります。

実際に、何年前に自宅の直ぐ近くの藤沢市長後の近辺で、部品が落ちて駐車場の屋根に穴が開いた事故があり、最近でもつい先日、2月3日に寒川で飛行機の部品が落ちたというニュースを見たばかりで、いづれもたまたま被害がなかったのですが、人の上に落ちたら、民家に落ちたら、電車に当たったら、とか考えると、どんな大惨事なるか分かりません。

4. この訴訟で訴えたいこと

・・・好き好んで危険な場所、不快な環境を選ぶ人はいない！
私の家族を含めて、厚木基地の近くに住んでいる住民の多くは基地ができた後に住み始めたのだと思います。国はその点をあたかも自ら騒音に近づいたのだと指摘しているということですが、居住場所を選択した理由はそれぞれ様々なものがあると思います。テレビ、新聞などの報道で漠然と騒音被害のことは知っていた人がいるかもしれませんが、その激しさや不快感は住んでみて初めて分かったという人が多いのではないのでしょうか。危険な場所、不快な環境を好き好んで選ぶ人はいないと思います。

嫌なら他に引っ越せばいい、と言われる所以はないと思います。そもそも多くの住民が生活をしている町の上空を、軍用機が飛び交う必要性はどこにあるのでしょうか。他国の軍用機が日本人の生活を脅かして守るものは何なのでしょう。神奈川県は基地はどれも背の高いフェンス間際まで住宅が密集しています。

そのような多くの市民の生活に危険と大きな被害を与え続けている基地の存在そのものをなくしてほしいと強く思います。

5. その他の陳述

- (1) 家族、電話の会話妨害について
- (2) 勤務先(高校)での被害について
- (3) 防音工事の状況と効果について
- (4) 子ども達への影響についてなどを陳述されました

遠藤吉伸さんの本人尋問を担当

弁護士 戸張 雄哉



7月4日、法廷でお話しされた遠藤さん、浅井さん、傍聴された皆様、お疲れ様でした。遠藤さんの尋問を渡部弁護士とともに担当しました戸張です。

詳細は陳述書の通りですが、遠藤さんは自宅と職場で1日中、爆音に曝されながら生活しています。

尋問の準備にあたっては、遠藤さんの様々な被害のうち最低限、深夜早朝のエンジンテストにより睡眠が妨害されていること、指先の感覚や微かな音を頼りにした繊細なお仕事や爆音のたびに中断され、時にはやり直しや再点検まで強いられるのは、常に曝されているだけと思っていました。その上で、文字通り、1日中寝ても覚めても爆音に曝される生活を、遠藤さんに話していただくように尋問を構成しました。一方で、爆音被害はもちろん爆音に曝されている瞬間だけではなく、その点を遠藤さんに話していただくのは、常に曝されているだけに難しいと思っていました。ですが、実際の法廷でのお話には、家庭、地域、職場それぞれの場での爆音被害が、相互に関連して心と体に積み重なり、生活のあらゆる場面に影響し続けているという実感が強くみられていたと思います。遠藤さんの言葉の1つ1つを、裁判所に国にしっかりと受け止めてもらうのが、これからの私の仕事と考えています。また、遠藤さんが防衛施設庁から聞いたところでは、震災後、国民が電気もガソリンも節約している中で、国は厚木基地で通常訓練を繰り返していたそうです。時間が制限される尋問では触れない予定でしたが、遠藤さんは、国側の反対尋問の流れを利用してその点を指摘し、国の神経の異常さを十分に指摘されていました。

最低限を伝えることに精一杯だった私の準備や想定をはるかに超えて、遠藤さんには周辺住民の苦しみや怒りを十分に表現していただき、想定を超えて意図不明な国側の反対尋問にも見事に対応していただき、本当に助かりました。何より、疲れて帰宅したご家庭に爆音に加えて弁護士も待ち構えているという、とてもお気の毒な打ち合わせの日々でしたが、快く応じてくださった遠藤さんとご家族に心より感謝申し上げます。

浅井紀子さんの本人尋問の担当

弁護士 佐藤 光輝



平成23年7月4日、浅井さんの尋問を担当した弁護士の佐藤です。浅井さんの尋問は、原告本人尋問として原告側が予定した10名の最後を飾る尋問でしたが、浅井さんには大変な苦勞をおかけすることになってしまいました。

というのも、最終の原告本人尋問は、平成23年3月14日に予定されていたのですが、当初は、別の原告が尋問の候補者となっていたのです。ところが、その方の事情及び弁護士団の検討により、2月に入ってから、急遽、別の原告に差し替えるということとなり、浅井さんに白羽の矢が立ったのです。

準備期間が短いことや、浅井さん自身、教職者として年度末は大変お忙しいところではありましたが、何とかお引き受けいただきました。

本人尋問の際には、通常1か月前程度に陳述書を提出することになっているのですが、このような事情により、浅井さんの場合は、2度の突貫打ち合わせにより陳述書を作成し(こちらは佐賀弁護士が担当でしたが)、さらには短期間のうちに尋問打ち合わせも行ったのです。

そして、最終の尋問打ち合わせを行ったのが、平成23年3月12日でした。そうです。東北大地震の翌日でした。震災の後片付けも住んでいない中で、延期されるのではないかと心配しながら、2日後の尋問に備えて打ち合わせを行ったのです。

そして、予想通り、本人尋問は延期されました。しかも予想を超えて約4か月も先の7月4日となったのです。

浅井さんも私もテンションが下がってしまいましたが、再度仕切り直して打ち合わせを重ね、7月4日の期日に臨みました。

尋問の内容については、実際に法廷で傍聴された方は良くご存じでしょうし、傍聴されていない方は浅井さんの陳述の要旨をご覧いただければお分かりになるかと存じますが、御自身の被害のことはもとより、長く爆音地域で教鞭をとられてきた教職者として、教育現場での被害を詳細に語り、また、今年の1月から2月にかけて頻発した落下物事故・不時着事故(ヘリ)に絡めて、墜落や落下物の危険についての訴えを裁判所に届けることができたものと思います。

浅井さんは、私が一番最初にお会いしたときには、長く爆音地域に住まわれている方ですので、爆音にさらされることについての被害感情をそれほど強くは表現されない方でした。もちろん、被害感をもともと強くお持ちでしたが、それをいまいち言ってどうなるのかというような諦めにも似たような心境だったように思われます。しかし、尋問のための打ち合わせを重ねていくうちに、浅井さんは我々の期待以上に被害感を自己の言葉で表現してくれるようになりました。

多分、多くの原告の方も、爆音にさらされてしまっているのか、似たように被害感を持っていてもそれを強く表現しない方が多いのではないかと思います。そういう意味で、浅井さんは本場に一般的な原告の代表として十分に役割を果たしてくれたのだと思います。

最後に、尋問担当の至らなさに、尋問開始時から笑いをとるような不始末もありましたが、浅井さんが見事にそれをカバーしてくれて、本人尋問を締めくくってくれたことに感謝いたします。

被告、国が「昼間騒音控除」と「危険への接近」 をこれまでになく強固に主張しています

被告・国は今回の第四次訴訟で、これまでの三次にわたる訴訟判決でことごとく裁判所から排斥されてきた「昼間騒音控除後コンター」と「危険への接近」を、これまでになく強固に主張して私たち原告や基地周辺住民が被っている爆音被害を過小に評価しようとしています。

このことは、もし裁判所が判決でこれを認めることになれば、損害賠償額は大幅に減額されてしまいます。

【 昼間騒音控除について 】

軍用飛行場周辺のWECPNL（騒音のうるささ指数）は、民間空港とは異なる軍用機の飛行状況を考慮して算出しています。

これまで、被告・国が主張してきたコンター（WECPNL）は、施設庁方式と言われ、1日24時間に飛行する航空機による騒音の総エネルギーを1日（86,400秒）で平均化した値を基にして、1年間の重み付け飛行回数の上位10%の回数で求めている。これに対して、「昼間騒音控除後コンター」は「昼間、勤めや通学で多数の住民は騒音区域外に出ているので、昼間（午前9時から午後5時迄の間）の騒音は発生しなかったと見るのが妥当であるとの論理です。

この場合、施設庁方式のコンター75Wは、「昼間騒音控除後」ではコンター69Wと大幅にダウンしてしまいます。

これは、昼間を除く夕方、夜間、早朝および土日、休日における騒音エネルギーだけの評価になるからです。

被告・国はこの「昼間騒音控除」を全原告に適用するよう主張しています。

弁護団では、被告・国の主張を退けるため、学者（大学教授）の「意見書提出」や「証人尋問」を行う準備を進めています。

さらに被告・国が提出してきた「昼間騒音控除後のW値」の算出根拠（＝生データ）を提示しろと激しく追及しています。これについては下記の関守麻紀子弁護士の解説文を参照して下さい。

【 危険への接近について 】

*被告・国が転居の事情について釈明を求めている内容は、口頭弁論での「反対尋問」に輪をかけて「バカげた低レベル」な主張で国が従来から主張している「危険への接近論」に反論し、私たちが居住の正当性を立証するため裁判所へ提出した「居住状況陳述書」の記述内容を、国はチェックし、国がいう新基準日（昭和57年5月＝NLPが始まった時期）以降コンター内に転居してきた原告やコンター内で転居した原告で、コンター内の居住地へ転居せざるを得なかった

個別事情の詳細が、陳述書では不明な原告に対して釈明を求めています。

弁護団では、この対応について現在検討を行っていますが、該当する原告の一部の方には、陳述書の補充をお願いすることもあります。

被告・国が現在釈明を求めている原告は、平成22年4月に「居住状況陳述書」を裁判所に提出した、2001名のうち基準日以降にコンター内に転居したり、コンター内で転居した原告948名中の274名です。

被告・国の「バカげた低レベル」な主張を一部 ご紹介します(要旨)

(1) 父が昭和61年に購入した現住所に、母、弟の3人家族で住んでいる。仕事のため地方に転勤し、約1年後に再び転勤で現住所に転居(戻った)した。

*弟さんも過去に転勤のため、一時地方へ転居した後、再び現住所に戻った経緯がある。

(国の主張)

一度騒音のない地区へ転居したにもかかわらず、当時20代後半であり他の住所地に転居することもできなかつたにもかかわらず、あえて現住所に戻らざるを得なかつた合理的理由があれば、それを明らかにされたい。(なぜ、騒音のうるさい実家に戻ってきたのか?)と書いている

(2) 昭和48年から現住所に両親と居住していた。

昭和52年結婚を契機に妻とコンター外地域に転居した。両親が高齢となったため、平成元年、現住所に戻り両親と同居を始めた。

(国の主張)

陳述書に書かれた「暴力的な音」がする現住所地に戻ってまで同居をしなければならなかつた事情があつたのであれば具体的に明らかにされたい。

(3) 原告夫妻は、それぞれの両親の転居に伴い前住所地に転居した(当時未成年)平成5年、結婚を契機に、夫婦ともに新居に転居し、平成7年、2人目のこどもの出産と、妻の母の持病(心臓病)もあり、妻は一人娘でもありいずれ妻の両親と同居することになっていたので妻の実家に転居した。平成20年、子どもの成長とともに手狭となったため現住所に住宅を購入し、原告夫婦一家4人と妻の両親ともども転居した。

(国の主張)

当時原告の妻の両親(特に母)に対して具体的にに行った援助、世話、介護等の事項を明らかにした上で、一人娘であるからといって両親の側にいなければならぬ具体的な理由を明らかにされたい。

国のこのような主張を読まれて原告の皆さんはどう思われますか? 「家族の絆を真っ向から否定」し、「全くの思いつきによるいいがかり」としか言いようがありません! !

弁護団、被告・国の「騒音測定データ提出拒否」を激しく追及!! 国は「裁判官のデータ提出意見」も拒絶



第四次厚木爆音訴訟弁護団
弁護士 関守 麻紀子

これまでの間、弁護団は被告国に対して、国が行った騒音測定の結果を証拠として提出するように求めています。国は、まじめに対応しません。今日は、そのことについて、報告いたします。

1. 国は、準備書面(4)(平成21年2月23日付)で、国が自動騒音測定装置を設置している15か所の地点の騒音測定結果をもとに、「W値75を下回っている所も現に存在しているのであり、このような地域に居住している者が受忍限度を超える騒音被害を受けているとは到底考えがたい」と述べて、一部の住民には被害がないという主張しましたが、そのような主張の根拠とする「騒音測定結果」(測定データA)とすることにしました。提出しませんでした。

国がこのような主張をするのであれば、その元となる資料、つまり、騒音測定結果(測定データA)を証拠として提出するのが、裁判の筋です。測定データAを見てみなければ、私たちは、被告の主張に誤りがないかどうかを検討することができないからです。

また、実際にも、騒音測定の結果は、客観的なデータですから、国がそれを証拠として提出するに何の支障もありません。

ところが、国は、一貫して、騒音測定結果(測定データA)を提出することを拒んできました。国の言い分は、「必要ない」。国の準備書面(4)での主張が信用できるかどうかは、「裁判所のご判断にお任せする」ので、被告として立証する気はない、というのです。

2. そうこうしているうちに、今度は、国が「昼間騒音控除後コンター」を証拠として提出してきました。実際に測定した騒音のデータなどを元に、昼間(午前9時から午後5時まで)の間に発生した航空機騒音を「発生し

なかつたもの」として扱って計算し、コンター図を作成しなおした、というのが国の主張です。そもそも「昼間騒音控除」という考え方が不合理であり、到底採用できないものであることは、すでにこれまでのニュースでもお伝えしているとおりですが、この点はとりあえずおいておいても、国の言うとおりの計算が正確になされているかどうかを検証するためには、計算の元となる資料、すなわち、国が「実際に測定した」という騒音のデータを示してもらう必要があります(こちらは、「測定データB」ということにします)。そのため、私たちは、このデータ(測定データB)についても証拠として提出することを求めました。

しかし、このデータ(測定データB)についても国は、「必要ない」、国の主張が信用できるかどうかは「裁判所のご判断に委ねます」と言って、データの提出を拒んでいます。

3. 7月4日の証人尋問の後、場所を移して、進行協議が行われました。私たちは、改めて、国に対して、測定データAと測定データBを示すよう求めましたが、国は、「必要ない」の一点張りでした。なぜデータを示さないのか、その理由すら説明しません。

情報開示制度で取り寄せればよい、という発言がありましたので、情報開示制度の手続きをとれば開示するのですかね?と確認したところ、「自分が担当ではないので、開示されるかどうかはわからない」と、子どものけんかのような回答です。しまいは、「原告が自分で測定したらしい」との発言まで飛び出した挙げ句、「議論の無駄」という発言を繰り返す始末でした。

当然のことながら、裁判官は、主張の裏付けとなる証拠を提出するのが本来のあり方、と言って、国に、測定データA、Bの提出を促しましたが、国は、応じる態度を見せませんでした(裁判官に対して「必要ありません」という時の態度は丁寧ですが)。

騒音測定データは、証拠として提出できない性質のものではありません。それなのに、訴訟のルールにさらされてまで提出しない、というのは、あまりに住民を軽く見た態度です。このような国の態度を許さないためには、判決が、国の主張を切り捨てることです。裁判官には、是非とも、国の主張を切り捨てる判決を書いてもらいたいです。こんないい加減な訴訟のやり方は住民が許さないのだ、ということを、裁判所にも国にも理解させるよう、原告団、弁護団力を合わせてがんばっていきましょう。



相模原支部報告

副支部長 片岡 利男

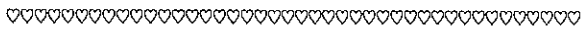
相模原支部は、昨年11月下旬から5回にわたり「爆音被害の解消を考える集い」(爆音集会)を行いました。この取り組みを考えた趣旨は次の二つです。一つは、爆音に悩まされ、苦しめられている地域の皆さんに、爆音被害をなくす活動を少しでも理解して頂くこと、もう一つは、第四次爆音訴訟も提訴して3年が経過し、忘れがちになっている原告意識を啓発することに役立てることにあります。

実施に当たっては、ブロック長の皆さんに集会の呼びかけ人になって頂いた案内チラシを、各会場周辺に千枚ずつ配布して地域住民への周知に努めました。

集会の内容は、「爆音被害の現状と爆音をなくす取り組み」について、ビデオ上映のあと金子ときお様同相模原支部長より資料を用いて詳しく説明していただき、そのあと自由に意見を出し合う形で進めました。5つの会場には原告が延べ112名、地域一般の方17名が参加し、爆音被害について日頃思っていることや考えていること、また、第四次訴訟の争点や判決の見通し等率直な意見が交わされ、支部独自で取り組んでいる「爆音ポスター」を自宅に掲示するため持ち帰る原告が何人か現れる等、活動も伴う意義のある集会になりました。

5会場で意見交換された主な論点は次の通りです。

- 厚木基地の存在と抑止力の関係、
- 人口密集地に基地のあることの問題、
- 10万人規模の訴訟で国に財政的打撃を与える取組を、
- 第5次訴訟の早期立ち上げについて
- 苦情、抗議電話の効果とこの活動の拡大、
- NHK受信料の減免処置の適用、地デジと受信料不払い運動(厚木様同)



大和第2支部報告

幹事：原 富四郎

5月29日(日)雨模様の中、以前から計画し、統一地方選挙の取り組みで開催が延び延びとなっていた「焼きソバをつくり食しながらの支部集会」を銀杏会自治会館で行いました。

当日は雨の中、原告の皆さん20名が参加して、「今後の支部運営について」熱い議論を行いました。「焼きソバづくり」も器材の設置、食材の買い出し、下ごしらえなど全員が汗を流しながら協力し合い「とにかく美味しい焼きソバ」を焼き上げました。

テーブルを囲み、焼きソバを頬張りながら「支部役員と原告の皆さん」「各支部相互間」の横のつながりを強く推し進め「裁判勝利に向けて」力を結集して行くことを確認しました。

ともに、ガンバリましょう!!



原告団事務所夏休み対応について

8月11日(木)～8月17日(水)までお休みします
8月18日(木)より通常通りです

今後の回頭弁論日程

次回：第18回口頭弁論
11月7日(月)横浜公園 12時30分集合
13時30分～横浜地裁
【証人尋問】横浜国大 田村明弘教授
国が主張する「昼間騒音控除」などに対する反論

座間ブロック長会議報告

支部長 高久 保



5月9日座間支部「第6回ブロック長会議」が高久支部長、ほか8名のブロック長が参加して開催された。4月7日に開催された第13回支部長会議の報告を中心に会議がもたれた。始めに高久支部長の挨拶をして、事務局長から下記内容について報告された。

【報告内容】

1. 陳述書未作成者(座間について)
*別紙により10名の(転居、その他)原告については訴訟団事務局が預かりとする。
2. 17回口頭弁論員要請について(今回は7/4日開催)
*座間支部は4名の傍聴動員が要請されていますが、常に8名から10名の傍聴者が参加されている。今後も協力をお願いします。
3. 今後の行動日程について(公判や各種動員)
*口頭弁論以外、裁判勝利のため多くの集会や要請に参加願いたい。
5月20日憲法集会・県民センター伊波元宜野湾市長の講演
4. ブロック長・新任「相模が丘」地域を栗原中央在住の中野渡強志さんに
5. その他



町田支部・学習会報告

講師：中村 卓司氏を迎えて
神奈川新聞編集局次長

支部長：新井真知子

5月9日町田支部で神奈川新聞編集局次長の中村卓司氏による「厚木基地をめぐる軍用機事故・落下物等の危険性」と題する学習会を行いました。支部単独での学習会は通算5回目。今回は定例支部会と併せてのミニ学習会。取材の現場から、続発する事故の実態と原因そして対処について伺いました。参加者は15人程で大勢という訳ではないけれど、質問や意見が続き、爆音被害ばかりでなく事故への不安の大きさを改めて実感しました。新聞の東京版には軍用機の落下物や事故の報道が少なく、町田住民はそれらの情報を知る機会があまりなく、学習会で得たことを他の人々へも伝えなければと思いました。

以下にお話の要旨を記します。

部品落下、ヘリ不時着、航空機墜落などの事故が続発している。防止策として、日米合同委員会を設けているが、防止になっていない。

何故か？ひとつには米軍の網紀肅正がなされていない。

- ① ヘリの開窓での換縦多い
- ② 機器の固定不十分
- ③ 鳥の吸い込みでも警報ランプが鳴るため、警報を見過す。などの人為ミスが多く、事故に対して当該自治体に謝るのは防衛省であり、米軍は謝らず腹も痛めない。米軍は説明と謝罪をすべき。

厚木基地のアメリカ版ともいえる、ある米軍基地(ヴァージニア州人口40万人の町)では騒音問題のため住宅地から離れた場所に補助基地をつくった。またイタリア北部にあり、管理権は伊がもつ米軍基地の周辺住民は、騒音でピリアーノ(昼寝)を妨げられると苦情が殺到し、飛行を許さないという。ちなみにイタリアも韓国も米国の地位協定の見直しを2~3回行っている。そして日本は？国の政治の主体問題。人権・まちづくりの視点から自治体は騒音・事故に対して強く「否」を主張すべき。国は管理権を日本に移すよう日米地位協定を見直さなければならない。とのことでした。

短期在宅アルバイトを募集します (爆音測定データの入力)

原告団では近々、裁判の証拠となる「爆音測定記録」をデータ化するために、パソコンへのインプット(入力)作業を行います。このインプット作業を行うアルバイトを募集します。パソコン(エクセル)を得意とされている原告の皆さんの応募をお待ちしています。

- ・作業内容
ご自宅のパソコンで、エクセルソフトを使い数値を入力していただく仕事です。
- ・インプット対象案件数約9万件の見込み(インプット内容：年月日、時刻、最高音、時間、レベル等)
- ・募集人員 4~5人
- ・アルバイト料 別途ご相談させていただきます。
- ・作業時期、作業内容の詳細については、別途原告団事務所まで打ち合わせを行います。
- ・お申し込みは、原告団事務所へご連絡ください。
電話：046(200)5505
fax：046(261)5615